議第40号

滋賀県行政手続条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県行政手続条例の一部を改正する条例

滋賀県行政手続条例(平成7年滋賀県条例第40号)の一部を次のように改正する。

「第5章 処分等の求め(第36条) 目次中「第5章 届出(第36条)」を に改める。 第6章 届出(第37条) 」

第3条第1項中「第4章」を「第5章」に改め、同項第9号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第10号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第32条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限または許 認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げ る事項を示さなければならない。
 - (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
 - (2) 前号の条項に規定する要件
 - (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第34条を次のように改める。

(行政指導の中止等の求め)

- 第34条 法令等(法令および法令に基づく県の機関の告示をいう。第36条において同じ。)に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導について、当該県の機関が、あらかじめ、その相手方に対し意見を述べる機会を与えたときは、この限りでない。
- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
 - (1) 申出をする者の氏名または名称および住所または居所
 - (2) 当該行政指導の内容

- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律または条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項
- 3 当該県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第36条の見出しを削り、同条を第37条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 処分等の求め

- 第36条 何人も、法令等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分 (その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。)または行政指導(その根拠とな る規定が法律または条例に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当 該処分をする権限を有する行政庁または当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、そ の旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができる。
- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
 - (1) 申出をする者の氏名または名称および住所または居所
 - (2) 法令等に違反する事実の内容
 - (3) 当該処分または行政指導の内容
 - (4) 当該処分の根拠となる条例等または当該行政指導の根拠となる法律もしくは条例の条項
 - (5) 当該処分または行政指導がされるべきであると思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
- 3 当該行政庁または県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、 その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分または行政指導をしなければならない。 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(滋賀県税条例の一部改正)

2 滋賀県税条例 (昭和25年滋賀県条例第55号) の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「第32条第3項」を「第32条第4項」に、「第32条第2項」を「第32条第3項」に改める。

(滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部改正)

3 滋賀県青少年の健全育成に関する条例(昭和52年滋賀県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第30条中「解除」の右に「(以下「推奨等」という。)」を加え、「その理由を付して」を

削り、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
 - (1) 申出をする者の氏名または名称および住所または居所
 - (2) 当該推奨等の内容およびその根拠となる条項
 - (3) 当該推奨等をすることが適当であると認める理由
 - (4) その他参考となる事項
- 3 知事は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき 必要があると認めるときは、当該推奨等をしなければならない。

(滋賀県消費生活条例の一部改正)

4 滋賀県消費生活条例(昭和50年滋賀県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第48条第1項中「消費者等は」を「何人も」に、「執つて」を「とつて」に、「執る」を「とる」に改め、同条第2項中「執るものとする」を「とらなければならない」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
 - (1) 申出をする者の氏名または名称および住所または居所
 - (2) 求める措置の内容およびその根拠となる条項
 - (3) 当該措置をとるべきであると思料する理由
 - (4) その他参考となる事項